

令和5年版

＼基礎からまなぶ／

消費税

簡易
課税

軽減税率

8%? 10%?

仕入税額
控除

免税
事業者

インボイス
2割特例



はじめに

平成元（1989）年4月1日に導入された消費税は税率3％からスタートし、令和元（2019）年10月1日には10％に引き上げられています。周知のとおり、その引上げに併せて税率が8％となる軽減税率も導入され、令和5（2023）年10月1日からはインボイス制度が始まります。

消費税は、商品の販売やサービスの提供について課税される税金で、「儲け」に対して課税する所得税や法人税とは異なった、独特な課税方式となっています。消費税の仕組みは、改正を経るごとに「複雑怪奇」になってきており、その理解は一筋縄ではいきません。

本冊子は、新入社員の経理担当者の方でも、この内容をマスターすることにより、消費税の実務を理解できることを目的として作成したものです。そのため、可能な限りやさしい解説を心掛け、またなるべく多くの図解や計算例を用いて解説しています。

消費税実務のポイントを手っ取り早く、しかも確実にマスターできるように、本冊子の項目は、日頃の業務で必須、頻出するものを抽出しており、特殊項目についてはできるだけ簡略化したうえで解説するように心掛けました。

また、本冊子では、各ブロックごとに「まとめ&チェックポイント」を掲載しましたので、理解度の確認やポイント整理に利用してください。

消費税に関する知識は、経理担当者にとって、もはや「知らない」「わからない」では済まされないものです。また、経営者の皆さんも、消費税の基本的な仕組みは知っておきたいものです。

消費税について、わからないこと、疑問に思ったことなどがありましたら、本冊子を気軽に開いて確認してください。この作業を繰り返すうちに、自然と消費税の全体像や各規定の繋がりなどが理解できるようになります。

*本冊子の内容は、令和5年4月1日現在の法令等に依っています。

目次

I	消費税のしくみ	4
1	消費税はこんな税金	4
	◆ 消費税のイメージ	4
2	納付税額の計算	5
	◆ 納付税額の計算のしくみ	5
	◆ 地方消費税の計算	5
3	売上げ、仕入れの概念	6
	◆ 固定資産の売却	6
	◆ 固定資産の取得	6
	◆ 売上原価	7
4	税の転嫁と税額計算	8
	◆ 値引き販売と消費税の転嫁	8
	◆ 転嫁の方法を考える	8
	I まとめ&チェックポイント	8
II	軽減税率～税率8%のものは？	9
	◆ 軽減税率の対象となる取引	9
	◆ 注意すべき軽減税率①～外食産業	9
	◆ 注意すべき軽減税率②～一体資産の取扱い	10
	II まとめ&チェックポイント	10
III	会計処理と総額表示制度	11
	◆ 税込経理方式と税抜経理方式	11
	◆ 総額表示制度	12
	III まとめ&チェックポイント	12
IV	印紙税・源泉所得税と消費税の関係	13
	◆ 印紙税との関係	13
	◆ 源泉所得税の取扱い	14
	IV まとめ&チェックポイント	14
V	申告書の提出と納税は、いつまでにすればよい？	15
1	課税期間と確定申告	15
	◆ 課税期間の短縮	15
	◆ 申告（納付）期限	15
2	中間申告制度	16
	V まとめ&チェックポイント	16
VI	どんな取引が課税の対象となるのか？	17
	◆ 課税の対象となる取引とは	17
	◆ 輸入取引	17
	◆ 国内取引の課税対象要件	17
	◆ 「② 対価を得て行うもの」とは	18
	◆ 「④ 国内において行うものであること」の判定	18
	VI まとめ&チェックポイント	19
VII	非課税取引とは？	20
	◆ 非課税取引の位置付け	20
	◆ 仕入税額控除との関係	20
	VII まとめ&チェックポイント	22
VIII	消費税が免除される取引とは？	23
	◆ 免税取引とは	23
	◆ 免税の対象となる取引	23
	◆ 仕入税額控除との関係	23
	VIII まとめ&チェックポイント	24
IX	勘定科目別にみた課税区分の留意点	25
	◆ 人件費	25
	◆ 福利厚生費	25
	◆ 旅費交通費	26
	◆ 通信費	27
	◆ 交際費	28
	◆ 荷造運送費	29
	◆ 広告宣伝費	30
	◆ 賃借料	30
	◆ 支払手数料	31
	◆ 諸会費・その他の販管費	32
	◆ 課税資産の購入	33

X	仕入税額の計算は難しい！	34
1	仕入税額控除の基礎知識	34
	◆ 仕入税額控除とは 34 ◆ 課税仕入れ等の税額の計算 34 ◆ 課税売上割合の計算 35	
2	個別対応方式と一括比例配分方式	37
	◆ 個別対応方式 37 ◆ 一括比例配分方式 37	
3	課税仕入れ等の用途区分	39
	◆ 課税仕入れ等の用途区分の考え方 39 ◆ 贈与、寄付をした課税資産の用途区分 39	
	◆ 用途区分の判定時期 40	
4	居住用賃貸建物に対する仕入税額控除の制限	41
	◆ 居住用賃貸建物とは 41 ◆ 店舗兼用賃貸住宅などの取扱い 41 ◆ 資本的支出がある場合 41	
	◆ 調整税額の計算方法 42 ◆ 自己建設高額特定資産の取扱い 43 ◆ 課税賃貸用の意義 43	
	◆ 途中で売却した場合の取扱い 43	
	X まとめ&チェックポイント	44
XI	返品、値引き・貸倒れがあった場合は、どうなる？	45
	◆ 返品、値引きなどの税額控除 45 ◆ 貸倒れの税額控除 45	
	XI まとめ&チェックポイント	46
XII	納税義務が免除される事業者とは？	47
1	課税事業者と免税事業者	47
	◆ 免税点 47 ◆ 基準期間 47 ◆ 特定期間とは 48	
	◆ 課税事業者の選択と納税義務の免除の特例 48	
2	高額特定資産を取得した場合の納税義務の免除の特例	49
	XII まとめ&チェックポイント	49
XIII	中小事業者には特例がある！	50
1	簡易課税制度とその計算方法	50
	◆ 簡易課税制度の適用要件 50 ◆ 控除対象仕入税額の計算 50	
2	簡易課税制度選択（不適用）届出書	51
	◆ 簡易課税制度選択届出書 51 ◆ 納税義務の免除と届出書の関係 51	
	◆ 適用上限額と届出書の関係 51 ◆ 簡易課税を選択した場合の拘束期間 52	
	◆ 「簡易課税制度選択届出書」の提出が制限されるケース 52 ◆ 「3年縛り」にならないケース 53	
	◆ 本則課税に切り替えた場合の拘束期間 53	
3	事業区分の定義	54
	◆ 第1種事業（卸売業） 54 ◆ 第2種事業（小売業等） 54 ◆ 第3種事業（製造業等） 54	
	◆ 第5種事業（サービス業等） 54 ◆ 第6種事業（不動産業） 55 ◆ 第4種事業（その他） 55	
	◆ 他の事業者とは 55 ◆ 性質および形状を変えないことが条件 55 ◆ 製造小売業と製造問屋 55	
	◆ 賃加工業は第4種事業に 55 ◆ 中古資産や段ボール箱の売却 56 ◆ 事業区分の判定順序 56	
	XIII まとめ&チェックポイント	57
XIV	インボイス制度って何だ？	58
1	インボイス制度（適格請求書等保存方式）	58
	◆ インボイス制度とは 58 ◆ 適格請求書発行事業者登録制度 58 ◆ 登録番号の構成 60	
	◆ 登録の取消し 60 ◆ インボイスの種類と記載事項 61 ◆ 適格請求書発行事業者の義務 61	
2	インボイスと仕入税額控除	63
	◆ 税額計算 63 ◆ 仕入税額控除の要件 64 ◆ 2割特例 65	
	◆ 非登録事業者からの課税仕入れに係る経過措置 67	
	XIV まとめ&チェックポイント	67

消費税のしくみ

1 消費税はこんな税金

- 消費税は、物の販売や貸付け、サービスなどに対して課税される税金です。
- 商品の販売価格やサービスなどの代金に10%の税金を上乗せし、購入者や受益者に税を負担させるものです。

◆ 消費税のイメージ

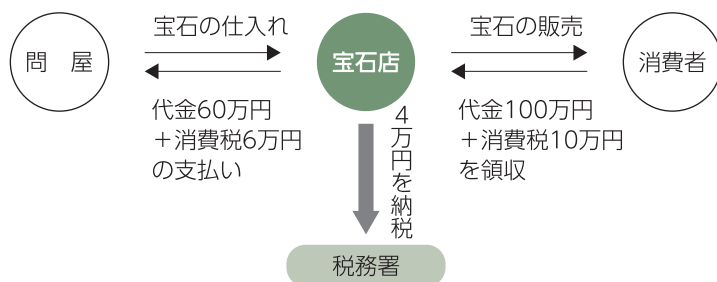
宝石店を例に考えてみましょう。100万円の宝石を販売するとします。

宝石店はお客様から110万円の代金を領収し、うち10万円（100万円×10%）の預り消費税を税務署に払うことになるのか……という、実はそうではありません。

消費税は、その取引が小売なのか卸売なのかということに関係なく、取引のつど、その取引金額に10%の税率で課税されることになっています。

つまり、宝石店は、商品となる宝石を問屋さんから仕入れる際に、問屋さんが上乗せした消費税を仕入代金とともに払っているわけですから、これを差し引いた金額だけ税務署に納めればよいわけです。

たとえば、宝石店がこの宝石を問屋さんから仕入れる際に、仕入代金の60万円と10%の消費税（60万円×10%＝6万円）合わせて66万円を問屋さんに支払ったとした場合には、この宝石店が税務署に納付する消費税は、預かった消費税10万円から支払った消費税6万円を差し引いた4万円となるのです。



問屋さんの仕入れがないものとする、問屋さんの納付する消費税（6万円）と宝石店の納付する消費税（4万円）の合計額10万円は、最終購入者である消費者の負担額と一致することになります。つまり、消費税は、各取引段階にいる事業者が、消費者の負担すべき消費税を分担して納税するというシステムになっているのです。

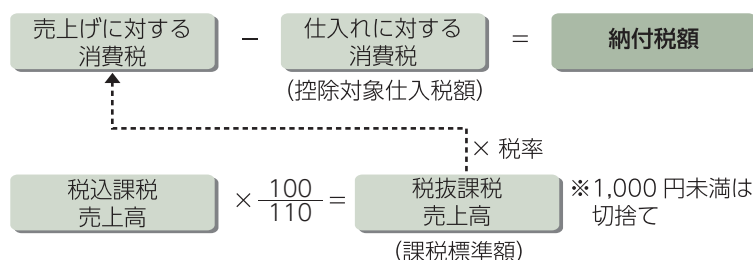
2 納付税額の計算

- 税務署に納付する消費税は、「売上げに対する消費税」から「仕入れに対する消費税」をマイナスして算出します。
- 消費税は、その課税権により国税である消費税と、地方税の地方消費税に分けられます。

◆ 納付税額の計算のしくみ

消費税に限らず、納付税額の計算では、まず、税額計算の基準となるものを求め、これをベースに税額を計算します。税額計算の基準となるものを「課税標準」といいます。

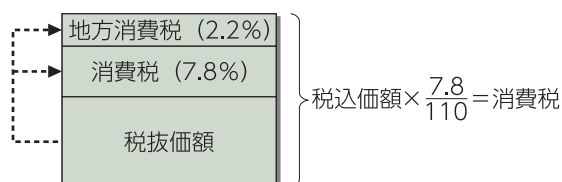
消費税の課税標準は、税抜きの課税売上高となります。したがって、「売上げに対する消費税」を計算する際には、まず、税込みの課税売上高に $\frac{100}{110}$ を乗じていったん税抜きの本体価額（課税標準）を計算し、ここから売上げに対する消費税を算出します。



◆ 地方消費税の計算

10%の消費税の内訳は、7.8%が国税である消費税で、2.2%が道府県民税である地方消費税から成り立っています。納付税額の計算も、消費税と地方消費税に分けて行います。

地方消費税は、国税である消費税の計算をした後で、これに $\frac{22}{78}$ を乗じて計算します。つまり、取引の時点では国税（7.8%）とともに10%の税金を転嫁するのですが、実際の納付税額の計算は、法人住民税と同様に確定した国税（消費税）を基に計算するのです。



売上高（税込）が11,000千円、仕入高（税込）が6,600千円の場合の消費税と地方消費税の計算は次のようになります。

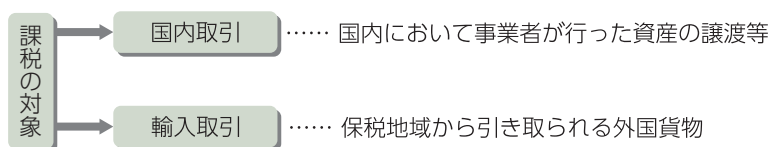
- ① 課税標準額 $11,000 \text{ 千円} \times \frac{100}{110} = 10,000 \text{ 千円}$
- ② 課税標準額に対する消費税額 $10,000 \text{ 千円} \times 7.8\% = 780 \text{ 千円}$
- ③ 控除対象仕入税額 $6,600 \text{ 千円} \times \frac{7.8}{110} = 468 \text{ 千円}$
- ④ 納付すべき消費税額 ② - ③ = 312 千円
- ⑤ 納付すべき地方消費税額 ④ $\times \frac{22}{78} = 88 \text{ 千円}$

どんな取引が課税の対象となるのか？

- 消費税の課税の対象は、国内取引と輸入取引に区分して規定されています。
- 国内取引で課税の対象となるのは、下記「国内取引の課税対象要件」の①～④すべての要件を満たす取引です。

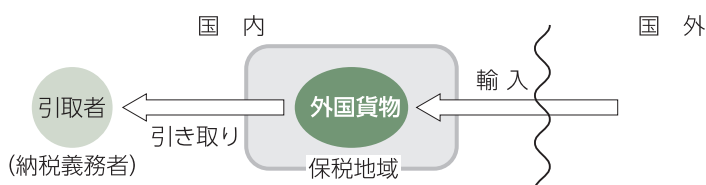
◆ 課税の対象となる取引とは

消費税は、国内で物を買う、借りる、サービスの提供を受けるという行為（消費支出）に担税力を求めて課税する税金です。したがって、海外で生産された物であっても、これが日本に輸入され、国内で消費、使用されるということであれば、これについても消費税を課税する必要があるわけです。こういった理由から、消費税の課税の対象については、次のように国内取引と輸入取引に区分して規定されています。



◆ 輸入取引

輸入貨物はいったん保税地域に陸揚げされ、税関により貨物の検査が行われます。税関での検査が終了した後に、輸入者が貨物を引き取ることになるわけですが、輸入取引の場合には、その輸入品（外国貨物）が課税の対象となります。



（注） 輸出入貨物を蔵置、管理する場所を「保税地域」といいます。貨物の輸出入が行われる空港や港などは、通関手続を行う関係上、一定の場所が保税地域として指定されています。

◆ 国内取引の課税対象要件

- ① 事業者が事業として行うものであること
- ② 対価を得て行うものであること
- ③ 資産の譲渡、資産の貸付け、役務の提供であること
- ④ 国内において行うものであること

なお、消費税の課税の対象となった取引が、そのまますぐに課税されるというわけではありません。たとえば土地や株券の売買など、特定の取引については別途「非課税」とい

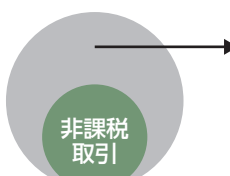
非課税取引とは？

- 課税対象取引のうち、土地や株券の売買、保険診療や住宅家賃など特定のものについては、非課税として消費税を課さないこととしています。
- 非課税売上げに対応する課税仕入れは、原則として仕入税額控除ができません。

◆ 非課税取引の位置付け

非課税取引とは、課税対象取引のうち、特定のものについてだけ非課税としているわけですから、課税対象取引に該当しなければ、非課税という概念は出てこないことになります。非課税取引を理解するためには、まず、その課税体系における位置付けをしっかりと把握することが重要です。

非課税取引については、消費税法別表第一と第二にその具体的な内容が限定列挙されています。一方、消費税の法令には、「課税取引とはこういうものである」という具体的な列挙はされていません。課税対象取引のうち、非課税取引以外のものが「課税取引」となるわけですから、課税対象取引と非課税取引の拾い出しができなければ、必然的に課税取引を把握することもできないということになるのです。

課税対象取引

 非課税取引を十分に理解するためには、どこまでが非課税となるのか、その境界線を把握することが重要です。たとえば、土地の譲渡および貸付けは非課税とされていますが、土地取引に関連するもののすべてが非課税になるわけではありません。土地の売買に伴い、不動産業者が収受する仲介手数料や整地のための土地造成費については、たとえ土地に関連する取引であっても消費税が課税されることになります。

また、非課税取引の範囲を理解するためには、その取引が、譲渡なのか、貸付けなのか、役務の提供なのかということにも注意する必要があります。たとえば、土地取引については譲渡と貸付けが非課税とされているのに対し、住宅については非課税となるのは「貸付け」に限定されています。つまり、住宅家賃だけが非課税とされるわけですから、住宅の譲渡は建物の譲渡であり、消費税が課税されることになるのです。

◆ 仕入税額控除との関係

土地の購入費や支払利息などの「非課税仕入れ」は税額控除（※34ページ）の対象とはなりません。その対価に消費税が課されていないわけですから、当然といえば当然のことです。非課税取引で特に注意したいのは、その対価（収入）について消費税が課されない反面、その非課税売上げに対応する仕入れについては、たとえそれが課税仕入れであったとしても、原則として税額控除はできないということです。

消費税が免除される取引とは？

- 最終的に国外で消費、使用される物品やその効果が国外に向けて生じるサービスについては消費税を免除することとしています。

◆ 免税取引とは

消費税は、日本国内において消費、使用される物品や国内において行われるサービスに対して課税するものであり、海外に輸出される物品などについては、通常、輸出先の国においてその国独自の間接税が課されるので、日本から輸出する物品などについてまで課税すると、国際間における二重課税という問題が生じてくるわけです。そこで、物品やサービスの消費などについて課される間接税は、その物品やサービスが消費、使用される国において課税することとし、輸出される物品などについては、間接税の負担がかからないように調整を図るのが国際的慣行となっています（これを「国境税調整」といいます）。

課税取引

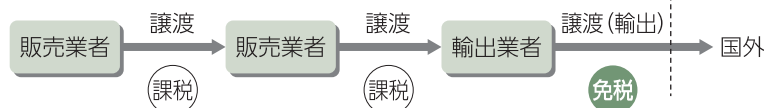
課税対象取引のうち、土地や株券の売買などの非課税取引以外のものが課税取引となるわけですが、免税取引とは、この課税取引のうち、特定のものについてだけ、消費税を免除するものです。したがって、課税取引に該当しなければ、免税という概念は出てこないことになります。課税取引のうち免税取引以外の売上高が、最終的に課税標準額に計上されるという

ことです。

なお、輸出免税の規定の適用を受けるためには、輸出許可書などの書類を確定申告期限から7年間保存することが義務付けられています。

◆ 免税の対象となる取引

関税法では「輸出」を「内国貨物を外国に向けて送り出すことをいう」と定義しています。つまり、通関手続をしたうえで貨物を輸出する場合に限り、輸出免税の規定が適用されますので、輸出用の商品であっても国内で売買されている間は消費税が課税されることとなり、最終的に輸出業者が消費税の還付を受けることができます。



◆ 仕入税額控除との関係

個別対応方式（37ページ）により仕入控除税額を計算する場合、非課税売上げに対応する課税仕入れ等の税額は控除の対象とはなりません。これに対し、免税売上げに対応する課税仕入れ等の税額は、その全額が控除対象となります。また、課税売上割合の計算

インボイス制度って何だ？

1 インボイス制度（適格請求書等保存方式）

●登録をしなければインボイスを発行することはできません。

◆ インボイス制度とは

適格請求書発行事業者登録制度（インボイス制度）を創設し、令和5年10月1日以降の取引については、原則として「適格請求書発行事業者」から交付を受けた「適格請求書」または「適格簡易請求書」の保存が仕入税額控除の要件となります。

インボイスには、税率ごとの消費税額と登録番号を記載することが義務付けられています。ただし、飲食代や小売業・タクシーのレシートなど（適格簡易請求書）については、税率と消費税額のどちらかを記載すればよいことになっています。

請求書		
(株)〇〇御中		令和〇年 11 月 30 日
11 月分 131,200 円 (税込)		
日付	品名	金額
11/1	小麦粉 ※	5,000 円
11/1	キッチンペーパー	2,000 円
⋮	⋮	⋮
合計		120,000 円
消費税		11,200 円
(10%対象 80,000 円 8%対象 40,000 円)		消費税 8,000 円 消費税 3,200 円
※は軽減税率対象品目		
△△商事(株)		登録番号 T-XXXXX

← 税率ごとの消費税額

← 登録番号

◆ 適格請求書発行事業者登録制度

適格請求書発行事業者とは、登録申請書を提出し、適格請求書を交付することのできる事業者として登録を受けた事業者をいいます。

事業者は、登録をしなければ適格請求書を発行することはできません。したがって、適格請求書の記載事項を確認したうえで、オリジナルの適格請求書の雛形を決定するなどの事前の準備が必要となります。

課税事業者であっても登録をしなければ「適格請求書発行事業者」になることはできま

せん。よって、適格請求書を発行する必要がない課税事業者は、あえて登録する必要はありません。ただし、登録をしない課税事業者は、適格請求書は発行できなくとも納税義務は免除されませんのでご注意ください。

基準期間における課税売上高が1,000万円以下の免税事業者が「適格請求書発行事業者」になるためには、「課税事業者選択届出書」を提出し、課税事業者となったうえで登録申請をする必要があります。

ただし、令和5年10月1日から令和11年9月30日の属する課税期間中に登録を受けようとする免税事業者は、登録申請をすることにより「課税事業者選択届出書」を提出せずとも「適格請求書発行事業者」になることができます。

また、この取扱いにより適格請求書発行事業者となった事業者は、課税期間の末日までに「簡易課税制度選択届出書」を提出することにより、提出日の属する課税期間から簡易課税制度の適用を受けることができます。

なお、令和5年10月2日以後に開始する課税期間から登録した免税事業者は、登録日から2年を経過する日の属する課税期間までは課税事業者としての申告が義務付けられています。よって、登録後すぐに登録取消届出書を提出しても、免税事業者に戻ることはできませんのでご注意ください。

具体例 1

個人事業者（免税事業者）が令和5年10月1日から「適格請求書発行事業者」となった場合には、令和5年12月17日までに登録取消届出書を提出することにより、令和6年1月1日から免税事業者となることができます。

これに対し、個人事業者（免税事業者）が令和6年1月1日から「適格請求書発行事業者」となった場合には、登録取消届出書の提出があったとしても、令和6年と令和7年は課税事業者として申告が必要となります。

具体例 2

個人事業者（免税事業者）が令和5年10月1日より「適格請求書発行事業者」となる場合には、令和5年9月30日までに登録申請書を提出する必要があります。

